七十八の十三～七十八の二十三　（略）
七十九～八十三の七　（略）
八十三の八　ピミテスピブの製剤であつて、一錠中にピミテスピブ四〇㎎以下を含有する錠剤
八十三の九～百十八　（略）
百十八の二　ミソプロストールの製剤であつて次に掲げるもの
(1)　一個中ミソプロストール〇・二㎎以下を含有する内用剤
(2)　一錠中ミソプロストール二〇〇㎍以下を含有するバツカル錠
百十八の三～百十八の六　（略）
百十九～百三十七　（略）
百三十八　ロザノリキシズマブ及びその製剤
百三十九　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品
一～五十　（略）
五十一　エプコリタマブ及びその製剤
五十二～二百二十四　（略）

(2)　一錠中㈠―（一R*・二R*・三R*）―三―ヒドロキシ―二―［(E)―四―ヒドロキシ―四―メチル―一―オクテニル］―五―オキソシクロペンタンヘプタン酸メチルエステル二〇〇㎍以下を含有するバツカル錠
七十八の十四～七十八の二十四　（略）
七十九～八十三の七　（略）
八十三の八　ピミテスピブ及びその製剤であつて、一錠中にピミテスピブ四〇㎎以下を含有する錠剤
八十三の九～百十八　（略）
（新設）

百十八の二～百十八の五　（略）
百十九～百三十七　（略）
（新設）

百三十八　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品
一～五十　（略）
（新設）
五十一～二百二十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第九条第二項第二号及び第二十六条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十五日　　厚生労働大臣　武見　敬三

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（血液製剤代替医薬品等の範囲） **第二条**　法第九条第二項第二号及び法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。 一～八　（略） 九　抗組織因子経路インヒビター抗体	（血液製剤代替医薬品等の範囲） **第二条**　法第九条第二項第二号及び法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。 一～八　（略） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。